避難情報の発令判断・伝達マニュアル

令和４年３月

蘭　越　町

目　　　　　次

【共通編】

１　マニュアルの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　町の責任と居住者等が持つべき避難に対する基本姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
３　避難行動（安全確保行動）の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
４　避難情報発令の判断基準の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
５　避難情報の解除等の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
６　避難情報の判断に関する関係機関の助言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
７　避難情報の伝達方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
８　避難情報の発令単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

【洪水編】

１　避難情報の発令対象とする洪水等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
２　避難情報の発令対象区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
３　避難情報の発令を判断するための情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
４　避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動・・・・・・・・・・・・１５
５　避難情報の発令基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
６　避難情報の解除基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
７　避難情報の伝達文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

【土砂災害編】

１　避難情報の発令対象とする土砂災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
２　避難情報の発令対象区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
３　具体的な区域設定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
４　避難情報の発令を判断するための情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
５　避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動・・・・・・・・・・・・２５
６　避難情報の発令基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
７　避難情報の解除基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
８　避難情報の伝達文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
９　土砂災害の前兆現象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
10　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
11　土砂災害計画区域ごとの警戒避難体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

【高潮災害編】

１　避難情報の発令対象とする高潮災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
２　避難情報の発令対象とする高潮災害の危険性がある区域・・・・・・・・・・・・・・・・３３
３　避難情報の発令を判断するための情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
４　避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動・・・・・・・・・・・・３５
５　避難情報の発令基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
６　避難情報の解除基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
７　避難情報の伝達文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７

【津波災害編】

1　避難指示の発令対象とする津波災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
2　避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
3　避難指示の発令対象となる人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
4　避難指示の発令を判断するための情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
5　避難指示(緊急)により立退き避難が必要な居住者等に求める行動・・・・・・・・・・・・・４２
6　避難指示の発令基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
7　避難指示の解除基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
8　避難情報の伝達文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

は　じ　め　に

近年、「平成２６年８月豪雨による広島市の土砂災害」や「平成２７年９月関東・東北豪雨」等、台風や集中豪雨等による大規模な水害や土砂災害が全国各地で発生し、多くの尊い命が失われています。

このような状況の中、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会）が平成１７年３月に策定され、その後、内閣府による全面的な見直しが行われ、平成２６年９月に公表されました。更に、令和元年の「東日本台風」等を受け、災害対策基本法が令和３年５月に改正され、これまでの「避難勧告等に関するガイドライン」も名称を含めて「避難情報に関するガイドライン」に改定されました。

本町においては、これまで蘭越町地域防災計画（本編、各防災編及び資料編）や水防計画については、作成及び見直し等による修正等してきたものの、同ガイドラインによる「町の避難勧告等の判断・伝達マニュアル」については、未策定でありましたが、これまでのことを受け、災害から住民の生命・身体を守るために、避難対象地域に対して適切なタイミングで避難指示等を発令することや、具体的な判断基準、対象地域の設定、伝達体制などをあらかじめ整備しておくことが重要であり、そのためには、現時点における水害や土砂災害の発生に警戒を要する地域をあらかじめ明確にするとともに、避難指示等の判断基準や住民への情報伝達方法等を整備することが必要不可欠であることから、「町の避難情報の判断・伝達マニュアル」（以下、「本マニュアル」という。）を新規作成いたしました。

なお、本マニュアルは、現時点での技術・知見等を前提としてとりまとめたものであり、今後の運用体制や新たな技術・知見等を踏まえ、本町としてより的確な避難情報の発令が可能となるよう、必要に応じて見直しを行っていきます。

【共 通 編】

1　マニュアルの概要

（1）避難情報の発令判断・伝達マニュアルの目的

本マニュアルは、河川の氾濫や土砂災害、津波災害、高潮災害のように、多数の人的被害が発生するおそれのある災害に対して、蘭越町が「(警戒レベル３）高齢者等避難」、「(警戒レベル４）避難指示」(以下、「避難情報」という。）を適切に発令するための具体的な判断基準や避難情報を町民等へ伝達する方法を定めるとともに、その内容を町民と共有することにより、町民の生命・身体を守ることを目的とする。

（2）本マニュアルにおいて判断基準を定める自然災害

本マニュアルにおいては、洪水により相当な損害が生じるおそれがある河川として、道等が指定し河川管理者が水位の観測等を行っている水位周知河川※１ からの氾濫による水害、及び土砂災害特別警戒区域※２ 又は土砂災害警戒区域※３ における土砂災害、津波災害、高潮災害を対象に、避難情報の発令の判断基準を定める。

水位が観測されていない、若しくは、氾濫危険水位等が設定されていない中小河川※４ の氾濫や内水氾濫※５ による浸水、及び土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に指定されていない地域の土砂災害については、避難情報の具体的な発令基準を定めることが困難であることから本マニュアルの対象としていない。ただし、地域からの通報等により、避難情報を発令する場合がある。

※１　水位周知河川
洪水により相当な損害が生じるものの、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川で、現状の水位や流量の情報が提供される河川
※尻別川は、現在（令和３年４月１日現在)、道（小樽建設管理部）が水位周知河川への指定手続きを実施中であり、本マニュアルにおいては、水位周知河川に指定を受けた前提で記述する。

※２　土砂災害特別警戒区域
土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあるため、土砂災害警戒区域において求められる対策に加え、特定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造に対する規制が行われる区域

※３　土砂災害警戒区域
土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあるため、住民に対する危険の周知など警戒避難体制の整備が必要な区域

※４　中小河川
水位周知河川に該当しない町内の全ての河川（本マニュアルにおける定義）

※５　内水氾濫
集中豪雨等により、側溝や下水道で処理しきれなくなった水が溢れ、建物や土地，道路等が浸水すること（河川の氾濫を「外水氾濫」という。）

（3）避難情報の種類

種　　別	用語の意味（根拠条項）
高齢者等避難	○　市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 ２　市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。 （災害対策基本法第 56 条第 2 項）

種　　別	用語の意味（根拠条項）
避難指示	○　市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。 （災害対策基本法第60条第1項）
緊急安全確保	○　市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。 （災害対策基本法第60条第3項）

２　町の責務と居住者等が持つべき避難に対する基本姿勢

（１） 町の責務

災害対策基本法において、町は、「基礎的な地方公共団体として、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、町域に係る防災に関する計画（地域防災計画）を作成し、実施する責務を有する」とされており、この中で、町長は、災害が発生するおそれがある場合等において特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難情報を発令する権限が付与されている。

町民の生命、身体等を保護するために行うべき町の責務は、以下のとおり。

- ☑ 町民の生命・身体を保護するため、町民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供すること
- ☑ 発令する避難情報がどのような基準に基づいているかについて住民に周知し、情報共有を図ること
- ☑ 災害が発生するおそれがある場合等に町民が適時的確な判断ができるよう、一人ひとりの居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図る取組を行うこと
- ☑ 避難情報は、一定のまとまりをもった範囲に対して発令するものであるため、町民一人ひとりがいざという時に自発的な避難行動を行えるよう積極的な取組を行うこと

（２）居住者等が持つべき避難に対する基本姿勢

居住者等は、自然災害に対しては、行政に依存し過ぎることなく、各人が自らの判断で避難行動をとることが必要である。

町は、災害が発生する危険性が高まった場合に、起こりうる災害種別に対応した区域を示して、避難情報を発令する。

居住者等各人が持つべき避難の基本姿勢は、以下のとおり。

- ☑ 自然災害に対しては、「自分の身は自分で守る」という考え方の下、居住者等が自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要
- ☑ 居住者等は、災害種別ごとに自宅等が「立退き避難」が必要な場所なのか、あるいは「屋内安全確保」で命の危険を脅かされる可能性がないのかなどについて、あらかじめ確認・認識することが必要
- ☑ 居住者等は、気象庁から気象注意報等が発表された場合、最新の気象情報の発表や避難情報の発令に留意し、積極的に情報収集を行うことが必要
- ☑ （警戒レベル３）高齢者等避難が発令された場合、避難に時間のかかる避難行動要支援者とその支援者は、避難行動をとることが必要。
  高齢者以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
- ☑ （警戒レベル４）避難指示が発令された場合、危険な場所にいる居住者等は全員、速やかに予め決めておいた避難行動をとることが必要
- ☑ 災害発生の可能性が少しでもある場合、町民の安全を考慮して避難情報を発令することから、実際には災害が発生しない「空振り」となった場合、「幸運だった」という心構えを持つことが重要
- ☑ 自主防災組織等の地域コミュニティが相互に協力し、地域住民に対して防災訓

練をはじめとする地域活動への積極的な参加を促すなど、災害時に一体となった避難行動をとることができるようにしておくことが重要

３　避難行動（安全確保行動）の考え方

（１）避難行動の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。

命を守るという観点では、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識し、避難行動を取るにあたっては、次に掲げる事項をできる限り明確にする必要がある。

①　災害種別ごとに脅威がある場所を特定すること。

②　それぞれの脅威に対して、どのような避難行動を取れば良いかを明確にすること。

③　どのタイミングで避難行動を取ることが望ましいかを明確にすること。

（２）避難行動

従来の避難行動は、避難情報の発令時に行う、小中学校の体育館や公民館といった公的な施設への立退き避難が一般的であった。

今後、避難指示等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次のすべての行動を避難行動とする。

①　（自宅等から移動しての）安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）

②　近隣の高い建物等への移動

③　建物内の安全な場所での待避

（３）避難指示と避難行動

災害対策基本法における町長の避難指示等に関しては、「居住者等に対し、避難のための立退きを指示し」としており、避難指示は、避難のための（家屋等の現在いる危険な場所からの）立退きの指示を意味している。

また、今般の改正によって「屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。」という行動形態が追加された。

考え方としては、避難指示等では立退きを勧告し、災害が発生した場合やさらに災害の発生が切迫しており、屋外で移動することが危険な場合は、屋内での待避等の安全確保措置を指示するというものである。

ただし、町民は自らの判断で避難行動を選択すべきものであること、命を守る避難行動として必ずしも従来の避難を必要としない場合もあることから、「屋内での退避等の屋内における安全確保措置」も避難指示が促す避難行動とすることとする。

４　避難情報発令の判断基準の基本的考え方

（１）避難情報発令の判断基準の設定

町は、対象とする災害の種別ごとに避難行動が必要な地域を示して、必要と認める居住者等が適切な避難行動がとれるように、判断基準を基に避難情報を発令する。この際、屋外が危険な場合には屋内安全確保が望ましい等、とるべき避難行動を発令時にあわせて伝達する。ただし、避難情報は一定の範囲に対して発令せざるを得ない面があることから、対象区域の個々の居住者等が、どのような避難行動が必要かあらかじめ理解し、避難先や避難経路等を確認するように訓練等を通じて

徹底する必要がある。

避難情報の発令基準の設定に当たっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定する。

（２）避難情報発令の徹底

避難情報を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」の事態をおそれず、判断基準に基づき避難情報を発令する。

また、高齢者等避難については、それを発令したからといって必ずしも避難指示を出さなければならないわけではなく、危険が去った場合には高齢者等避難のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに高齢者等避難を発令する。

なお、事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも高齢者等避難、避難指示の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難情報を発令する等、臨機応変に対応するものとする。

（３）町長不在等の場合における避難情報の発令に関する委任順位

災害対策基本法において、町長は、居住者等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が発生するおそれがある場合等、特に必要と認める地域の居住者等に対して、避難情報を発令する権限が付与されている。

避難情報の発令に係る職務に関し、町長の不在等で、町長による実施が困難な場合は、次の順位で町長の職務を代理する。

順　　位	避難指示等の発令委任者
第１順位	副　町　長
第２順位	教　育　長
第３順位	総 務 課 長
第４順位	総務課企画防災対策室長

５　避難情報の解除等の基本的考え方

町は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、防災行政無線による放送、ホームページ、ＳＮＳ、電話、広報車等により、速やかにその旨を周知する。また、災害の切迫度が低下し、災害が発生するおそれがなくなった場合には、いずれの避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令していたとしても、段階的に避難情報を下げるのではなく、避難情報を一度に完全に解除することを「基本」とする。解除する場合には、居住者等に対し、どの情報が継続して出ていて、どの情報が解除されたのか、あるいは全ての情報が解除されたのか等を明確に伝達する。

なお、災害が発生した後等において、立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域（土砂災害発生のおそれが認められるため家屋に戻るべきではない等の地域など）においては、警戒レベル５緊急安全確保の解除後に、必要に応じ、警戒レベル４避難指示を発令する。

（１）洪水等

ア　洪水予報河川

水位が氾濫危険水位（レベル４水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。

イ　その他河川等

当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合、水路等については十分に水が下がった場合を基本として解除するものとする。

（２）土砂災害

土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めるなど、慎重に解除の判断を行う。

（３）高潮災害

当該地域の高潮警報(警戒レベル４相当情報[高潮])が解除された段階を基本として解除する。浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

（４）津波災害

当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報､津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として解除するものとする。浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

６　避難情報の判断に関する関係機関の助言

気象、河川、土壌、津波、高潮がどのような状況となった場合に危険と判断されるかは、降雨や水位等の状況に加え、災害を防止するための施設整備の状況によって異なるため、避難情報発令の判断基準の設定及び避難情報の発令の際は、これらの機関の協力を積極的に求める。

機関名【連絡先】	助言を求めることができる事項
札幌管区気象台 【電話番号 011-611-6148】	○気象、地象、水象に関すること。
北海道開発局 小樽開発建設部技術管理課 【電話番号 0134-23-8305】	○直轄砂防施設に関すること。 ○土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。 ○災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 ○保有するリアルタイムの情報に関すること。 ○直轄施設の被害情報に関すること。
北海道開発局 小樽開発建設部河川課 （蘭越分庁舎） 【電話番号 0136-57-5331】	○道管理河川施設に関すること。 ○災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 ○保有するリアルタイムの情報に関すること。
後志総合振興局 小樽建設管理部用地管理室 維持管理課 【電話番号 0134-25-2483】	○道管理河川施設に関すること。 ○保有するリアルタイムの情報に関すること。

後志総合振興局 小樽建設管理部事業室治水課 【電話番号 0134-25-2494】	○土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域に関すること。 ○土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。 ○北海道土砂災害警戒情報システムに関すること。 ○保有するリアルタイムの情報に関すること。
後志総合振興局 地域創生部地域政策課 【電話番号 0136-23-1345】	○災害情報及び被害情報に関すること。 ○避難対策に関すること。

7　避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署		伝達手段		伝達先
蘭越町役場	総務課 企画防災対策室防災係	北海道防災情報システムへの入力（災害情報共有システム（Ｌアラート）経由でマスメディアへ情報提供）	ＴＶ放送	視聴者
			ラジオ放送	聴取者
			緊急速報メール（エリアメール）	町内に滞在する携帯電話保持者
	総務課 広報公聴係	防災行政無線		住民
		町ホームページ、Facebook 等の SNS ・町ホームページ https://www.town.rankoshi.hokkaido.jp ・町 Facebook		ＰＣユーザー等
	総務課 企画防災対策室防災係	電話又はＦＡＸ		避難施設（避難場所・避難所）管理者
	総務課 広報広聴係	広報車		住民等（巡回ルート）
	住民福祉課	電話又はＦＡＸ		避難支援等関係者
	健康推進課	電話又はＦＡＸ		要配慮者利用施設（※）
	総務課 企画防災対策室防災係	電話又はＦＡＸ		町内会、自主防災組織
	教育委員会	電話又はＦＡＸ		学校等文教施設
	総務課 企画防災対策室防災係	電話		後志総合振興局 小樽開発建設部 札幌管区気象台 倶知安警察署
羊蹄山ろく消防組合消防署蘭越支署		消防車又は広報車		住民等（巡回ルート）
		電話又はＦＡＸ		消防団

※　要配慮者利用施設に対して、警戒レベル３高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

【住民への情報伝達フロー】

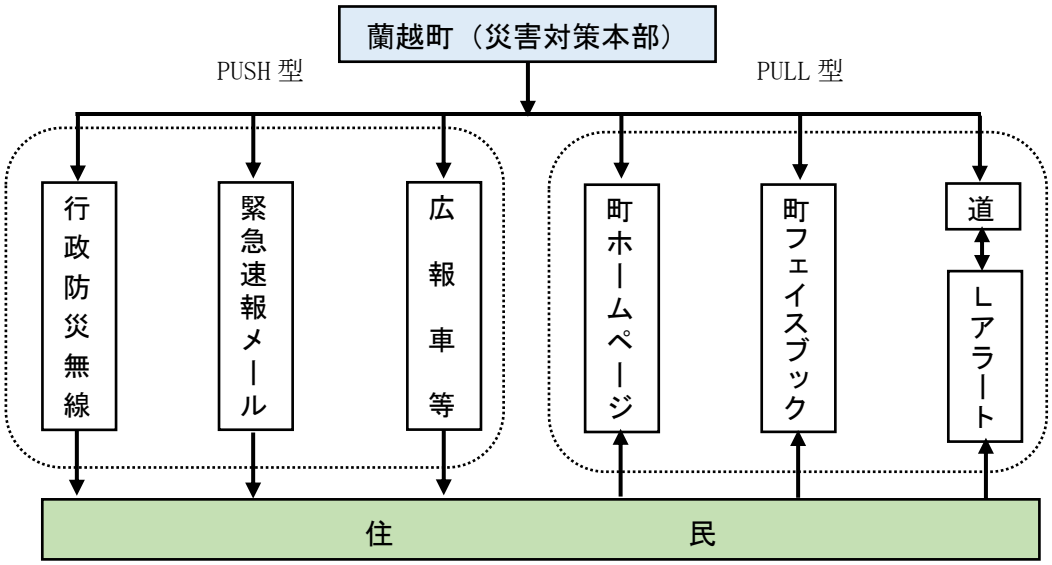

９　避難情報の発令単位

避難情報の発令単位は、避難行動における共助体制が構築されるよう、自主防災組織（自治会）等の社会的状況等を考慮し定めるものとする。ただし、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難情報の発令区域を適切に判断する。

なお、居住者等は、避難情報が発令され、避難する際には、各地区において指定された、発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所及び指定避難所を避難先とする。

（１）各地区住民の指定緊急避難場所と指定避難所

避難対象地区	指定緊急避難場所	指定避難所（地震）
蘭越１町内	蘭越小学校グラウンド	蘭越町山村開発センター
蘭越２町内	蘭越小学校グラウンド	蘭越町山村開発センター
蘭越３町内	蘭越中学校グラウンド	蘭越町民センターらぶちゃんホール
蘭越４町内	蘭越中学校グラウンド	蘭越町民センターらぶちゃんホール
蘭越５町内	蘭越小学校グラウンド	蘭越小学校
蘭越６町内	蘭越小学校グラウンド	蘭越小学校
蘭越７町内	蘭越小学校グラウンド	蘭越小学校
蘭越８町内	蘭越中学校グラウンド	蘭越中学校
蘭越９町内	蘭越中学校グラウンド	蘭越中学校
蘭越１０町内	蘭越小学校グラウンド	蘭越小学校
蘭越１２町内	蘭越小学校グラウンド	蘭越町ふれあいプラザ２１
蘭越１３町内	蘭越小学校グラウンド	蘭越町ふれあいプラザ２１
蘭越１４町内	蘭越小学校グラウンド	蘭越町ふれあいプラザ２１
蘭越１５町内	蘭越中学校グラウンド	蘭越中学校
蘭越１７町内１・２班 〃　３班 〃　４班	蘭越小学校グラウンド 蘭越町総合運動公園 蘭越町総合運動公園	蘭越町山村開発センター 旧蘭越地区研修センター 蘭越町総合体育館
緑ヶ丘	蘭越町総合運動公園	蘭越町総合体育館

高校通	蘭越中学校グラウンド	蘭越中学校
蘭越上 〃　　１班・２班のみ	蘭越中学校グラウンド 〃	蘭越中学校 蘭越上地域振興センター
蘭越下	蘭越小学校グラウンド	蘭越町山村開発センター
蘭越東	蘭越町総合運動公園	蘭越町総合体育館
こぶし団地	蘭越町総合運動公園	蘭越町総合体育館
緑ヶ丘第２団地	蘭越町総合運動公園	蘭越町総合体育館
曙１	蘭越町総合運動公園	蘭越町総合体育館
曙２	蘭越町総合運動公園	蘭越町総合体育館
土現公宅	蘭越小学校グラウンド	蘭越町ふれあいプラザ２１
ひまわり団地	蘭越町総合運動公園	蘭越町総合体育館
豊国上	(豊国上地区地域研修センター)	豊国上地区地域研修センター
豊国下	（豊国下集会所）	豊国下集会所
豊国東	(豊国上地区地域研修センター)	豊国上地区地域研修センター
栄	旧三和小学校グランド	三和コミュニティ会館ほたるの里
水上	水上地区集会所	水上地区集会所
大谷団地	蘭越小学校グラウンド	大谷団地集会所
大谷上	蘭越小学校グラウンド	法誓寺
大谷中	蘭越小学校グラウンド	蘭越町農村研修センター
大谷下	蘭越小学校グラウンド	蘭越町農村研修センター
大谷	蘭越小学校グラウンド	蘭越町農村研修センター
淀川上	蘭越小学校グラウンド	淀川コミュニティセンター
淀川１	蘭越小学校グラウンド	淀川コミュニティセンター
淀川２	蘭越小学校グラウンド	淀川コミュニティセンター
一灯園	（保健福祉センター（福祉避難所)）	（保健福祉センター（福祉避難所)）
愛星学園	（保健福祉センター（福祉避難所)）	（保健福祉センター（福祉避難所)）
グループホーム蘭越	（保健福祉センター（福祉避難所)）	（保健福祉センター（福祉避難所)）
富岡１	蘭越町克雪管理センター	蘭越町克雪管理センター
富岡２	蘭越町克雪管理センター	蘭越町克雪管理センター
吉国	地場産業振興コミュニティセンター	蘭越町地場産業振興コミュニティセンター
上里１	旧三和小学校グランド	三和コミュニティ会館ほたるの里
三和学校団地	旧三和小学校グランド	三和一町内会会館
三和上	旧三和小学校グランド	三和一町内会会館
三和中	旧三和小学校グランド	三和へき地保健福祉館
三和下	旧三和小学校グランド	三和へき地保健福祉館
立川	昆布小学校グラウンド	昆布小学校
昆布高台	昆布小学校グラウンド	昆布小学校
昆布西	昆布小学校グラウンド	昆布小学校
学校通	昆布小学校グラウンド	昆布小学校
局通	昆布小学校グラウンド	昆布小学校
駅前通り	昆布小学校グラウンド	昆布小学校

温泉通１	（昆布活性化センター）	昆布活性化センター
温泉通２	（昆布活性化センター）	昆布活性化センター
黄金	（黄金地区共同利用集会所）	黄金地区共同利用集会所
黄金団地	（黄金地区共同利用集会所）	黄金地区共同利用集会所
温泉病院	（黄金地区共同利用集会所）	黄金地区共同利用集会所
黄金第２町内	（昆布活性化センター）	昆布活性化センター
センター昆布	（昆布活性化センター）	昆布活性化センター
日の出ケ丘	旧湯里小学校グランド	日出ふれあいセンター
湯里温泉	旧湯里小学校グランド	日出ふれあいセンター
昆布温泉	旧湯里小学校グランド	日出ふれあいセンター
湯里	旧湯里小学校グランド	日出ふれあいセンター
湯里団地	旧湯里小学校グランド	日出ふれあいセンター
日出	旧湯里小学校グランド	日出ふれあいセンター
冷水	旧三和小学校グラウンド	蘭越町三和コミュニティ会館ほたるの里
名駒上	旧名駒小学校	名駒地区生活改善センター・（旧名駒小学校）
名駒下	旧名駒小学校	名駒地区生活改善センター・（旧名駒小学校）
鮎川	旧名駒小学校	名駒地区生活改善センター・（旧名駒小学校）
清水	旧名駒小学校	名駒地区生活改善センター・（旧名駒小学校）
共栄	旧名駒小学校	名駒地区生活改善センター・（旧名駒小学校）
御成１	旧御成小学校グラウンド	旧御成小学校
御成３	旧御成小学校グラウンド	御成地区生活改善センター
初田	道道北尻別蘭越停車場線	初田地区集会所
港１	大照寺	介護予防拠点（津波避難タワー）
港２	大照寺	介護予防拠点（津波避難タワー）
港３	大照寺	介護予防拠点（津波避難タワー）
港４	道道磯谷蘭越線	介護予防拠点（津波避難タワー）
港５	鷲の沢神社	介護予防拠点（津波避難タワー）
三笠	目名サッカー場	旧目名小学校
相生１	目名サッカー場	旧目名小学校
相生２	目名サッカー場	旧目名小学校
相生東	目名サッカー場	旧目名小学校
相生３	目名サッカー場	旧目名小学校
目名北	目名サッカー場	目名地区生活改善センター
目名上通	目名サッカー場	目名地区生活改善センター
目名本通	目名サッカー場	目名地区生活改善センター
目名東通	目名サッカー場	目名地区生活改善センター
目名南通	目名サッカー場	目名地区生活改善センター
賀老	目名サッカー場	旧目名小学校
慶寿	目名サッカー場	旧目名小学校
相生	目名サッカー場	旧目名小学校

讃岐	田下地区集会所	旧目名小学校
田下１	田下地区集会所	田下地区集会所
田下２	田下地区集会所	田下地区集会所
貝川	田下地区集会所	田下地区集会所

【洪水編】

１　避難情報の発令対象とする洪水等

■　対象（立退き避難が必要な災害の事象）

①　河川が氾濫した場合に、氾濫域が直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合や、山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合

②　浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれが場合

２　避難情報の発令対象区域

（１）尻別川（洪水予報河川）

尻別川（洪水予報河川）は、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、避難情報の発令対象区域を設定する。ただし、当該河川の予報区域等の洪水浸水想定区域に対して避難情報を一律に発令する必要はなく、河川が氾濫するおそれが高まっている区域において、氾濫が発生した際の洪水浸水想定区域に対して避難情報を発令する。

洪水浸水想定区域は、各地点で想定される最大浸水深を公表しているものである。河川状況や、決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件を考慮して避難情報を発令するため、町は、洪水規模別（計画規模、想定最大規模）、決壊地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ河川事務所等から入手し把握しておくことが必要である。また、下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて警戒レベル４避難指示の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も検討する。

（２）その他河川等

町内の中小河川には、水位観測所が設置されていない河川が多々あり、避難情報の発令対象区域は、雨量や河川の状況、氾濫のおそれがある地点等の諸条件に応じて、地形や過去の浸水実績等による災害リスクをその都度総合的に判断して設定する。

３　避難情報の発令を判断するための情報

項　　目	提供元	説　　明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル２。	≪北海道防災情報システム≫ http://www.bousai-hokkaido.jp/ ≪気象庁ホームページ≫ https://www.jma.go.jp/jma/
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれのある場合に発表される。 警戒を呼びかける対象となる災害に応じ､｢大雨警報（土砂災害)｣｢大雨警報（浸水害)｣｢大雨警報（土砂災害、浸水害)｣という名称で発表される。	
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。 警戒を呼びかける対象となる災害に応じ､｢大雨特別警報（土砂災害)｣｢大雨特別警報（浸水害)｣｢大雨特別警報（土砂災害、浸水害)｣という名称で発表される。	
洪水注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル２。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫
洪水警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫
指定河川洪水予報	国土交通省 北海道 気象庁	洪水予報河川（水位等の予測が技術的に可能な流域面積が大きい河川）について､｢現況から数時間先まで」の洪水の危険度を発表するもの。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫ ≪川の防災情報≫ http://www.river.go.jp/ ≪市町村向け川の防災情報≫ http://city.river.go.jp/ title_city.html(ID･パスワード必要) 《緊急速報メール》 （国の指定河川洪水予報の氾濫危険情報及び氾濫発生情報）
水位到達情報（河川）	国土交通省 北海道	水位周知河川（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川）について「現況」の洪水危険度が発表される。	≪川の防災情報≫ ≪市町村向け川の防災情報≫
国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）	国土交通省	国管理の洪水予報河川では、水位観測所の水位等に基づき、より短い間隔（200m 毎）での現況水位を推定し、現在の洪水の危険度を表示している。	国管理河川の洪水の危険度分布（洪水リスクライン)(一般向け､市町村向け) https://frl.river.go.jp/
水位到達情報（下水道）	北海道 市町村	内水氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する下水道として指定された下水道において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。	≪北海道防災情報システム≫
流域雨量指数の６時間先までの予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。水位周知河川及びその他河川において、警戒レベル３高齢者等避難の発令の判断に活用できる。	≪気象庁ホームページ≫
大雨警報(浸水害)の危険度分布（浸水キキクル）	気象庁	大雨による浸水害発生の危険度を表す面的分布情報。1km 四方の領域（ﾒｯｼｭ）毎に、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを 5 段階に判定した結果を表示したもの。	≪気象庁ホームページ≫
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水害発生の危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水発生の危険度の高まりを 5 段階に判定した結果を表示したもの。	≪気象庁ホームページ≫
今後の雨(解析雨量･降水短時間予報)	気象庁	現時刻までの前１時間雨量の分布および 15 時間先までの１時間ごとの予測雨量分布を表示したもの。	≪気象庁ホームページ≫
府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区気象台及び各地方気象台、測候所から適時発表される。	≪気象庁ホームページ≫

【尻別川（洪水予報河川）の場合】

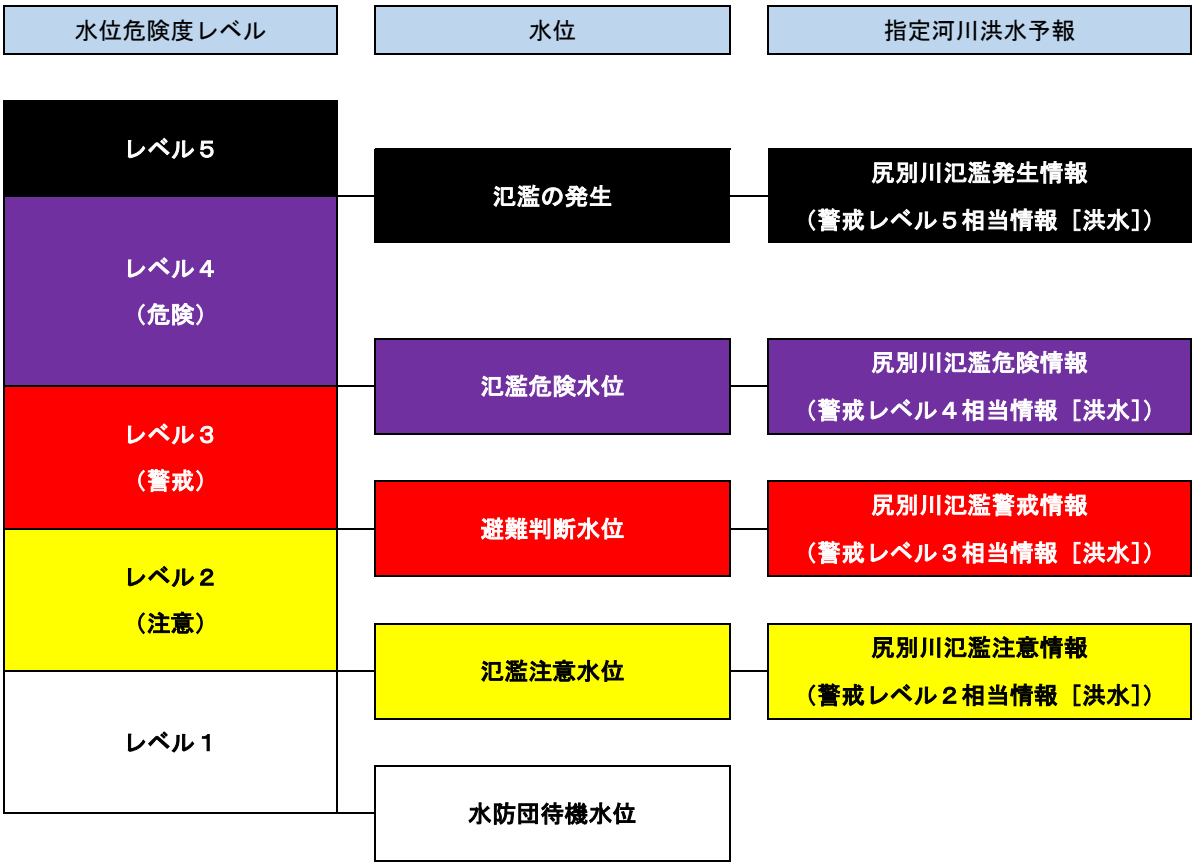

※　同じ河川で複数の水位観測所がある場合、洪水予報文では、観測所毎の危険度の状況を主文に記載しているため、どこの観測者が当該市町村・区域に対応するか確認する必要がある。

○情報の名称等

■水位

①氾濫注意水位　　水防団の出動の目安、水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害
【レベル２水位】　の発生を警戒すべき水位

②避難判断水位　　警戒レベル３高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注
【レベル３水位】　意喚起となる水位

③氾濫危険水位　　警戒レベル４避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等
【レベル４水位】　の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

■洪水予報の発表

①氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報［洪水］）
- 氾濫が発生したとき

②氾濫危険情報（警戒レベル４相当情報［洪水］）
- 氾濫危険水位に到達したとき

③氾濫警戒情報（警戒レベル３相当情報［洪水］）
- 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは水位予報に基づき氾濫危険水位に達すると見込まれたとき

④氾濫注意情報（警戒レベル２相当情報［洪水］）
- 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき

４　避難情報の発令により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動

区　分	根拠となる法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	災害対策基本法第５６条第２項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 ２　市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	**危険な場所から高齢者等は避難** ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル４】 避難指示	災害対策基本法第６０条第１項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	**危険な場所から全員避難** ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	災害対策基本法第６０条第３項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	**命の危険、直ちに安全確保** ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

５　避難情報の発令基準

各河川及び水位観測所は別添「主要水位・雨量観測所一覧」のとおり

（避難情報の発令基準）

≪尻別川（洪水予報河川）≫

区　分	基　　準 （次のいずれかに該当した場合に発令する）	対象区域 （浸水想定区域図を基本とする）
【警戒レベル３】 高齢者等避難	１　尻別川の蘭越水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位）である**１２．１０ｍ**に到達した場合 ２　尻別川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ３　堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ４　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	その時の雨量、河川等の状況により、その都度総合的に判断して設定する。
【警戒レベル４】 避難指示	１　尻別川の蘭越水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）である**１２．４０ｍ**に到達した場合 ２　尻別川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ３　堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ４　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ５　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ６　消防団等から避難の必要性に関する通報があった場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例１～４に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※４については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する	
【警戒レベル５】 緊急安全確保	（災害が切迫） １　尻別川の蘭越水位観測所の水位が、**計画高水位**である**１３．６１ｍ**に到達した場合 ２　堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ３　樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） ４　堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報［洪水］）、水防団等からの報告により把握できた場合）	

≪その他河川等≫

区　分	基　　準 （次のいずれかに該当した場合に発令する）	対象区域 （浸水想定図等を基本とする）
【警戒レベル３】 高齢者等避難	１　パンケ目国内川、ペンケ目国内川、蘭越第一川、目名川、昆布川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ） ２　堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ３　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降 雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	その時の雨量、河川等の状況により、その都度総合的に判断して設定する。
【警戒レベル４】 避難指示	１　パンケ目国内川、ペンケ目国内川、蘭越第一川、目名川、昆布川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ２　堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ３　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ４　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を 伴う台風等が立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ５　消防団等から避難の必要性に関する通報があった場合 ※夜間から未明であっても、発令基準例１～３に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※４については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する	
【警戒レベル５】 緊急安全確保	（災害が切迫） １　堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ２　樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） ３　大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込む） （災害発生を確認） ４　堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	

※　避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

　複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

６　避難情報の解除基準

（１）尻別川（洪水予報河川）

水位が氾濫危険水位（レベル４水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。

（２）その他河川等

当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合、水路等については十分に水位が下がった場合を基本として解除するものとする。

７　避難情報の伝達文

（１）【警戒レベル３】高齢者等避難の伝達文の例

■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル３！警戒レベル３！）
■こちらは、蘭越町役場です。
■尻別川が増水し氾濫するおそれがあるため、〇〇地区に対し、警戒レベル３「高齢者等避難」を発令しました。
■〇〇地区にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
■ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。（※１）
■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
■特に、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。（※２）

（２）【警戒レベル４】避難指示の伝達文の例

■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル４！警戒レベル４！）
■こちらは、蘭越町役場です。
■尻別川が増水し氾濫するおそれが高まったため、〇〇地区に対し、警戒レベル４「避難指示」を発令しました。
■〇〇地区にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
■ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。（※１）
■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。（※３）

（３）【警戒レベル５】緊急安全確保の伝達文の例

（河川氾濫が切迫している状況）
■緊急放送！緊急放送！　（又は、警戒レベル５！警戒レベル５！）
■こちらは蘭越町役場です。
■尻別川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！〇〇地区に対し、警戒レベル５「緊急安全確保」を発令しました。
■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

（河川氾濫を確認した状況）
■緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！）
■こちらは蘭越町役場です。
■尻別川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、〇〇地区に対し、警戒レベル５「緊急安全確保」を発令しました。（注）
■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

※１　この呼びかけを行うにあたっては、①～③の条件を全て満たした場合に居住者等の判断で屋内安全確保を実施可能であることについて、あらかじめ居住者等が理解しておく必要がある。

①自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと。
②自宅・施設等に浸水しない居室があること。
③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障（水、食糧、薬等の確保困難、電気、ガス、水道、トイレ等の使用不可）を許容できること。

※２　地域の災害リスク等に応じた表現をあらかじめ定めておく。

※３　警戒レベル５緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

（注）災害切迫時に警戒レベル５緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令することが考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル５緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル５「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

内水氾濫による避難を伝達する場合は、低い土地にいる人へ、危険な場所からの避難を呼びかける。

（４）緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）

蘭越町：警戒レベル４避難指示
○○／○○　○○：○○
地区：○○地区
避難場所：○○小学校、○○集会所
理由：尻別川氾濫のおそれ
備考：○○地区にお住まいの方は、速やかに避難所や安全な親戚・知人宅へ避難を開始してください。
避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

【土砂災害編】

1　避難情報の発令対象とする土砂災害

本マニュアルで対象とする土砂災害は次のとおりである。

対象	急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
	土石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象
対象外	地すべり	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象 ※　危険性が確認された場合、国や道等が監視・観測等の調査を行う。 その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難情報を発令
	火山噴火に伴う降灰後の土石流	火山砕屑物等が降雨等により堆積した山腹斜面や渓床から流出する現象 ※　土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
	河道閉塞に伴う土砂災害	崖くずれ、土石流などでくずれたり流されたりした大量の土砂が、川をふさいで水の流れをせき止める現象 ※　土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
	深層崩壊	土層及びその下の風化した岩盤が同時に崩れ落ちる現象 ※　技術的に予知・予測が困難
	山体の崩壊	火山などに代表される脆弱な地質条件の山体の一部が地震動や噴火、深層風化などが引き金となって大規模な崩壊を起こす現象 ※　技術的に予知・予測が困難

※土砂災害の危険度を示す「土砂災害警戒情報」は、「急傾斜の崩壊（がけ崩れ）」「土石流」を対象としており、「地すべり」に伴う立退き指示については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律」に基づき発令するため、本マニュアルでは対象外とする。

２　避難情報の発令対象区域

大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等は市町村単位で発表されることが多いが、発令対象区域を絞らず、災害リスクも想定されていない安全な地域の居住者等にまで避難情報を発令することにより様々な支障が生じると考えられるため、次に示す土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及びその他の場所を発令対象とする。

町の対象区域は、「１０　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域」のとおり

（１）土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」（通称：イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

（２）土砂災害防止法に基づく「土砂災害特別警戒区域」（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

（３）その他の場所

基礎調査の結果判明した土砂災害警戒区域に相当する区域を準用する。

３　具体的な区域設定の考え方

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）における危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とする（土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておく）。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

４　避難情報の発令を判断するための情報

○土砂災害警戒情報・土砂災害危険度情報

北海道土砂災害警戒情報システム（https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/）

①　土砂災害警戒情報発表状況

現在の発表状況と過去の発表履歴を表示。

②　土砂災害危険度情報

土砂災害の危険度を１ｋｍ及び５ｋｍメッシュで表示。土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域）、危険度判定図（スネーク曲線）、雨量情報を一画面にまとめて表示。

【土砂災害危険度の表示】更新間隔 10 分

濃い紫（極めて危険）	ー実況で土砂災害警戒情報【警戒レベル４相当情報［土砂災害］】判断基準超過
うす紫（非常に危険）	ー２時間後までの予想で土砂災害警戒情報【警戒レベル４相当情報［土砂災害］】判断基準超過
赤（警戒）	ー実況又は予想で大雨警報（土砂災害）【警戒レベル３相当情報［土砂災害］】判断基準超過
黄（注意）	ー実況又は予想で大雨注意報【警戒レベル２相当情報［土砂災害］】判断基準超過

③　降雨情報

降雨の状況を１ｋｍメッシュで表示。

④　土砂災害警戒区域等の指定状況

土砂災害警戒区域等の区域図等の指定状況を表示。

○大雨警報（土砂災害）の危険度分布

気象庁ホームページ（https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/）

２時間先までの土砂災害の危険度を 1㎞ メッシュで表示したもの。

【土砂災害危険度の表示】更新間隔 10 分

濃い紫（極めて危険）	ー実況で土砂災害警戒情報【警戒レベル４相当情報［土砂災害］】判断基準超過
うす紫（非常に危険）	ー２時間後までの予想で土砂災害警戒情報【警戒レベル４相当情報［土砂災害］】判断基準超過
赤（警戒）	ー実況又は予想で大雨警報（土砂災害）【警戒レベル３相当情報［土砂災害］】判断基準超過
黄（注意）	ー実況又は予想で大雨注意報【警戒レベル２相当情報［土砂災害］】判断基準超過

項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。警戒レベル２。	《北海道防災情報システム》 http://www.bousai-hokkaido.jp/ 《気象庁ホームページ》 http://www.jma.go.jp/jma
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	気象庁	1km 四方の領域（メッシュ）毎に、土砂災害の危険度を 5 段階に判定した結果を表示したもの。	《気象庁ホームページ》
土砂災害危険度情報	北海道	1km 及び 5km メッシュ毎の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を公開	《北海道土砂災害警戒情報システム》
土砂災害警戒情報	気象庁と北海道の共同	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。	《北海道土砂災害警戒情報システム》 《北海道防災情報システム》 《気象庁ホームページ》

５　避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区　分	根拠となる法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	災害対策基本法第５６条第２項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 ２　市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	**危険な場所から高齢者等は避難** ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル４】 避難指示	災害対策基本法第６０条第１項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	**危険な場所から全員避難** ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	災害対策基本法第６０条第３項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	**命の危険、直ちに安全確保** ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

６　避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

〈避難情報の発令基準〉

区　分	基　　準 （次のいずれかに該当した場合に発令する）	対　象　区　域 （人家等のある土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本とする）
【警戒レベル３】 高齢者等避難	１　大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）となった場合	北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
	２　数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合	事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
	３　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
【警戒レベル４】 避難指示	１　土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ２　土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）となった場合	土砂災害危険度情報において「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
	３　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ４　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
	５　土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例１～２又は５に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令する。	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）
【警戒レベル５】 緊急安全確保	（災害が切迫） １　大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報［土砂災害］）が発表された場合	土砂災害危険度情報において「極めて危険（濃い紫）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
	（災害発生を確認） ２　土砂災害が発生した場合	家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）

・　重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。
・　想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
・　土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、土砂災害危険度情報で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）のメッシュが出現していない場合も総合的に判断を行う。
・　立退き避難が困難となる夜間において、避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に警戒レベル３高齢者等避難を発令する。（具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）【警戒レベル３相当情報（土砂災害）】が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル３相当情報（土砂災害）】に切り替える可能性が言及されている場合）

※　避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

７　避難情報の解除基準

避難情報の解除は土砂災害警戒情報【警戒レベル４相当情報（土砂災害)】が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ慎重に解除の判断を行う。この際、町は国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

８　避難情報の伝達文

（１）【警戒レベル３】高齢者等避難の伝達文の例

■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル３！警戒レベル３！）
■こちらは、蘭越町役場です。
■土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域（※１）に対し、警戒レベル３「高齢者等避難」を発令しました。
■〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
■特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。（※２）

（２）【警戒レベル４】避難指示の伝達文の例

■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル４！警戒レベル４！）
■こちらは、蘭越町役場です。
■土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域（※１）に対し、警戒レベル４「避難指示」を発令しました。
■〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。（※３）

（3）【警戒レベル５】緊急安全確保の伝達文の例

（土砂災害発生が切迫している状況）
■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル５！警戒レベル５！）
■こちらは、蘭越町役場です。
■蘭越町に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域（※１）に対し、警戒レベル５「緊急安全確保」を発令しました。
■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

（土砂災害発生を確認した状況）
■緊急放送！緊急放送！（又は、土砂災害発生！土砂災害発生！）
■こちらは、蘭越町役場です。
■〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル５「緊急安全確保」を発令しました。
■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

※１　本例では土砂災害警戒区域の居住者等に対して発令することとしているが、当該区域以外の場所にも避難の呼びかけを行う場合には、例えば「山裾付近で土砂災害のおそれがある〇〇地区に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することとが考えられる。
※２　この部分は、地域の災害リスク等に応じた表現をあらかじめ定めておく
※３　警戒レベル５緊急安全確保発令時の行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル４避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

〈留意事項〉
- 避難場所へ避難する際は、他の土砂災害警戒区域・危険箇所等の通過は避けること。土石流に関しては渓流に直角方向にできるだけ渓流から離れること。渓流を渡って対岸に避難することは避ける。
- 避難場所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の２階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がける。
- 警戒レベル３高齢者等避難や警戒レベル４避難指示発令時においても、必要に応じて身の安全確保について伝達することも考えられる。

（4）緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）

蘭越町：警戒レベル４避難指示
〇〇／〇〇　〇〇：〇〇
地区：〇〇地区
避難場所：〇〇小学校、〇〇集会所
理由：土砂災害発生のおそれ
備考：〇〇地区の土砂災害警戒区域に滞在中の方は、速やかに避難してください
　　詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください

９　土砂災害の前兆現象

		土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山･斜面･がけ	･渓流付近の斜面が崩れだす ･落石が生じる	･がけに割れ目が見える ･がけから小石がパラパラと落ちる ･斜面がはらみだす	･地面にひび割れができる ･地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	･川の水が異常に濁る ･雨が降り続いているのに川の水位が下がる ･土砂が流出	･表面流が生じる ･がけから水が噴出する ･湧水が濁りだす	･沢や井戸の水が濁る ･斜面から水が噴き出す ･池や沼の水かさが急減する
	樹　木	･濁水に流木が混じりだす	･樹木が傾く	･樹木が傾く
	その他	･渓流内の火花		･家や擁壁に亀裂が入る ･擁壁や電柱が傾く
聴　覚		･地鳴りがする ･山鳴りがする ･転石のぶつかり合う音	･樹木の根が切れる音がする ･樹木の揺れる音がする ･地鳴りがする	･樹木の根が切れる音がする
嗅　覚		･腐った土の臭いがする		

※　上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

　前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、又は発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべき。

10　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

自然現象の種類	所在地	区域の名称	区域番号	警戒区域	特別警戒区域
土石流	蘭越町字清水、字三笠	ツバメ第一の沢川	Ⅱ－１２－０１６０	○	－
土石流	蘭越町字湯里	ニセコアンベツ温泉沢川	Ⅰ－１２－００６０	○	○
土石流	蘭越町字水上	三重の川	Ⅱ－１２－０１５０	○	－
土石流	蘭越町字湯里	五色温泉沢川	Ⅰ－１２－００７０	○	－
土石流	蘭越町字初田	初田の沢川	Ⅱ－１２－００１０	○	○
土石流	蘭越町昆布町	大林寺川	Ⅱ－１２－０１００	○	○
土石流	蘭越町字立川	山口の沢川	Ⅱ－１２－００９０	○	○
土石流	蘭越町字共栄	油谷の沢川	Ⅱ－１２－０１８０	○	○
土石流	蘭越町字共栄	油谷の沢第一川	Ⅱ－１２－０１７０	○	○
土石流	蘭越町字立川	菅原の沢川	Ⅱ－１２－００８０	○	○
土石流	蘭越町字三笠	蘭越三笠	Ⅰ－１－４３４－９７１	○	○
急傾斜地の崩壊	蘭越町名駒町	蘭越町名駒町	Ⅱ－１－１９４－７４７	○	○
急傾斜地の崩壊	蘭越町字清水	蘭越清水	Ⅱ－１－１９３－７４６	○	○
急傾斜地の崩壊	蘭越町字黄金	蘭越黄金	Ⅰ－１－４３２－９６９	○	○
土石流	蘭越町字湯里	馬場川	Ⅰ－１２－００２０	○	○
土石流	蘭越町港町	寺浦の沢川	Ⅰ－１２－０２００	○	○
急傾斜地の崩壊	蘭越町港町	蘭越港町１	Ⅱ－１－１９５－７４８	○	○
急傾斜地の崩壊	蘭越町港町	蘭越港町２	Ⅱ－１－１９６－７４９	○	○
急傾斜地の崩壊	蘭越町港町	蘭越港町４	Ⅰ－１－４３６－９７３	○	○
土石流	蘭越町港町	丸山の沢川	Ⅱ－１２－０１９０	○	○
土石流	蘭越町蘭越町、字大谷	太田の沢川	Ⅰ－１２－０１４０	○	－
土石流	蘭越町蘭越町	屋敷川	Ⅰ－１２－０１２０	○	－
土石流	蘭越町字湯里	昆布温泉２の沢川	Ⅰ－１２－００５０	○	○
急傾斜地の崩壊	蘭越町字湯里	蘭越港町３	Ⅰ－１－４３５－９７２	○	○
急傾斜地の崩壊	蘭越町港町	蘭越港町５	Ⅰ－１－４３７－９７４	○	○
急傾斜地の崩壊	蘭越町港町	蘭越港町６	Ⅰ－１－４３８－９７５	○	○
急傾斜地の崩壊	蘭越町港町	蘭越湯里１	Ⅰ－１－４２７－９６４	○	○
急傾斜地の崩壊	蘭越町字湯里	蘭越湯里２	Ⅰ－１－４２８－９６５	○	○
土石流	蘭越町字湯里	蘭越第一川	Ⅰ－１２－０１３０	○	－
急傾斜地の崩壊	蘭越町蘭越町	蘭越蘭越町	Ⅰ－１－４３３－９７０	○	○
急傾斜地の崩壊	蘭越町昆布町	蘭越昆布町１	Ⅰ－１－４２９－９６６	○	○
急傾斜地の崩壊	蘭越町昆布町	蘭越昆布町２	Ⅰ－１－４３０－９６７	○	○
急傾斜地の崩壊	蘭越町昆布町	蘭越昆布町３	Ⅰ－１－４３１－９６８	○	○
土石流	蘭越町字日出	馬場第一川	Ⅰ－１２－００３０	○	－
土石流	蘭越町字日出	馬場第一左の川	Ⅰ－１２－００４０	○	－

11　土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制

Ｎｏ.	地　区 所在地	土砂災害警戒区域				避　難　先	避難所その他避難経路に関する事項
		区域名称 区域番号	現象名	警戒区域	特別警戒区域		
１	蘭越町字清水、字三笠	ツバメ第一の沢川 Ⅱ－１２－０１６０	土石流	○	－	旧目名小学校	町道～道道 752 号～町道
２	蘭越町字湯里	ニセコアンベツ温泉沢川 Ⅰ－１２－００６０	土石流	○	○	日出ふれあいセンター	道道 58 号線～道道 66 号線～道道 207 号線
３	蘭越町字水上	三重の川 Ⅱ－１２－０１５０	土石流	○	－	水上地区集会所	道道 934 号線
４	蘭越町字湯里	五色温泉沢川 Ⅰ－１２－００７０	土石流	○	－	日出ふれあいセンター	道道 58 号線～道道 66 号線～道道 207 号線
５	蘭越町字初田	初田の沢川 Ⅱ－１２－００１０	土石流	○	○	大照寺又は津波避難タワー※	町道又は道道 229 号線～(国道 229 号線)～町道
６	蘭越町昆布町	大林寺川 Ⅱ－１２－０１００	土石流	○	○	昆布小学校	町道
７	蘭越町字立川	山口の沢川 Ⅱ－１２－００９０	土石流	○	○	昆布小学校	道道 32 号線～町道
８	蘭越町字共栄	油谷の沢川 Ⅱ－１２－０１８０	土石流	○	○	共栄農事組合研修センター	道道 267 号園
９	蘭越町字共栄	油谷の沢第一川 Ⅱ－１２－０１７０	土石流	○	○	共栄農事組合研修センター	道道 267 号園
１０	蘭越町字立川	菅原の沢川 Ⅱ－１２－００８０	土石流	○	○	昆布小学校	道道 32 号線～町道
１１	蘭越町字三笠	蘭越三笠 Ⅰ－１－４３４－９７１	土石流	○	○	旧目名小学校	道道 752 号線～町道
１２	蘭越町名駒町	蘭越町名駒町 Ⅱ－１－１９４－７４７	急傾斜地の崩壊	○	○	共栄農事組合研修センター	道道 267 号線
１３	蘭越町字清水	蘭越清水 Ⅱ－１－１９３－７４６	急傾斜地の崩壊	○	○	旧目名小学校	町道～道道 752 号線～町道
１４	蘭越町字黄金	蘭越黄金 Ⅰ－１－４３２－９６９	急傾斜地の崩壊	○	○	黄金地区共同利用集会所	道道 343 号線
１５	蘭越町字湯里	馬場川 Ⅰ－１２－００２０	土石流	○	○	日出ふれあいセンター	道道 66 号線～道道 207 号線
１６※	蘭越町港町	寺浦の沢川 Ⅰ－１２－０２００	土石流	○	○	共栄農事組合研修センター	（道道 267 号線）
１７	蘭越町港町	蘭越港町１ Ⅱ－１－１９５－７４８	急傾斜地の崩壊	○	○	大照寺又は津波避難タワー※	道道 267 号線～道道 229 号線～国道 229 号線～町道
１８	蘭越町港町	蘭越港町２ Ⅱ－１－１９６－７４９	急傾斜地の崩壊	○	○	大照寺又は津波避難タワー※	道道 267 号線～道道 229 号線～国道 229 号線～町道
１９※	蘭越町港町	蘭越港町４ Ⅰ－１－４３６－９７３	急傾斜地の崩壊	○	○	共栄農事組合研修センター	道道 267 号線
２０	蘭越町港町	丸山の沢川 Ⅱ－１２－０１９０	土石流	○	○	共栄農事組合研修センター	道道 267 号線
２１	蘭越町蘭越町、字大谷	太田の沢川 Ⅰ－１２－０１４０	土石流	○	－	ふれあいプラザ２１	道道 934 号線～町道～（道道 229 号線）
２２	蘭越町蘭越町	屋敷川 Ⅰ－１２－０１２０	土石流	○	－	総合体育館	町道
２３	蘭越町字湯里	昆布温泉２の沢川 Ⅰ－１２－００５０	土石流	○	○	日出ふれあいセンター	道道 66 号線～道道 207 号線
２４	蘭越町港町	蘭越港町３ Ⅰ－１－４３５－９７２	急傾斜地の崩壊	○	○	共栄農事組合研修センター	道道 267 号線
２５	蘭越町港町	蘭越港町５ Ⅰ－１－４３７－９７４	急傾斜地の崩壊	○	○	大照寺又は津波避難タワー※	町道又は道道 267 号線～国道 229 号線～町道
２６	蘭越町港町	蘭越港町６ Ⅰ－１－４３８－９７５	急傾斜地の崩壊	○	○	大照寺又は津波避難タワー※	町道又は道道 267 号線～国道 229 号線～町道
２７	蘭越町字湯里	蘭越湯里１ Ⅰ－１－４２７－９６４	急傾斜地の崩壊	○	○	日出ふれあいセンター	道道 66 号線～道道 207 号線
２８	蘭越町字湯里	蘭越湯里２ Ⅰ－１－４２８－９６５	急傾斜地の崩壊	○	○	日出ふれあいセンター	道道 66 号線～道道 207 号線

Ｎｏ.	地　区 所在地	土砂災害警戒区域				避　難　先	避難所その他避難経路に関する事項
		区域名称 区域番号	現象名	警戒区域	特別警戒区域		
２９	蘭越町蘭越町	蘭越第一川 Ｉ－１２－０１３０	土石流	○	－	蘭越中学校	町道
３０	蘭越町蘭越町	蘭越蘭越町 Ｉ－１－４３３－９７０	急傾斜地の崩壊	○	○	町民センターらぶちゃんホール	町道～国道５号線～道道 229 号線
３１	蘭越町昆布町	蘭越昆布町１ Ｉ－１－４２９－９６６	急傾斜地の崩壊	○	○	昆布小学校	町道
３２	蘭越町昆布町	蘭越昆布町２ Ｉ－１－４３０－９６７	急傾斜地の崩壊	○	○	昆布小学校	町道
３３	蘭越町昆布町	蘭越昆布町３ Ｉ－１－４３１－９６８	急傾斜地の崩壊	○	○	昆布小学校	町道
３４	蘭越町字日出	馬場第一川 Ｉ－１２－００３０	土石流	○	－	日出ふれあいセンター	町道
３５	蘭越町字日出	馬場第一左の川 Ｉ－１２－００４０	土石流	○	－	日出ふれあいセンター	町道

※津波避難タワー完成後、避難所として運用

【高潮災害編】

１　避難情報の発令対象とする高潮災害

『対象（立退き避難が必要な災害の事象)』

① 潮位が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。
特にゼロメートル地帯は、被災した場合、台風等が去った後も長期間にわたり浸水するおそれがあることが想定される。

② 潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合。

２　避難情報の発令対象とする高潮災害の危険性がある区域

避難情報の発令対象区域は、高潮発生の切迫度が高まっている浸水のおそれのある区域とし、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とし、命を脅かす危険性が高く立退き避難を必要とする次に掲げる区域（対象建物）を対象とする。

このうち、本町において、命を脅かす危険性が高く、安全な地域への移動を伴う立ち退き避難を必要とする区域（対象建物）は次のとおりである。

① 高潮時に海岸堤防等を越えた波浪や堤防決壊等により流入した氾濫水等が隣接家屋等を直撃することを想定し、海岸堤防等から陸側の一定の範囲（海岸堤防等に隣接する家屋）等

② 潮位が海岸堤防等の高さを大きく超えること等により、深い浸水等が想定される以下の範囲

- 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね 0.5ｍを超える区域の平屋家屋
- 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね３ｍを超える区域の２階建て家屋
- 堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難となるおそれがあるため、立退き避難をする。）
- 建物の地下部分（地下で工事等の作業を行っている場合も含む。）
- 下水道工事等、地下で作業を行っている場所

３　避難情報の発令を判断するための情報

項　目	提供元	説　　明	主な提供システム等
台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供される。	≪気象庁ホームページ≫ https://www.jma.go.jp/jma/
府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために、管区気象台及び各地方気象台、測候所で適時発表される。	≪気象庁ホームページ≫
暴風警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	≪北海道防災情報システム≫ http://www.bousai-hokkaido.jp/ ≪気象庁ホームページ≫
暴風特別警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫
高潮注意報	気象庁	高潮により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。（警戒レベル２）	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫
高潮警報	気象庁	高潮により重大な災害が起こるおそれがある場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表される。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫
高潮特別警報	気象庁	高潮により重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表される。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫
潮位観測情報	気象庁	３日間（昨日・今日・明日）又は１日毎の潮位の実況（実際の潮位、天文潮位、潮位偏差）を速報的に表示したものが５分又は10分毎に更新される。	≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供センター（国土交通省）≫ http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/

４　避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区　分	根拠となる法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	災害対策基本法第５６条第２項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 ２　市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル４】 避難指示	災害対策基本法第６０条第１項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	災害対策基本法第６０条第３項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	命の危険、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

５　避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

〈避難情報の発令基準〉

区　分	基　　準 （次のいずれかに該当した場合に発令する）	対象区域
【警戒レベル３】 高齢者等避難	１　高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） ２　高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 ３　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ４　「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	港地区
【警戒レベル４】 避難指示	１　高潮警報（警戒レベル４相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル４相当情報[高潮]）が発表された場合 ２　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）	港地区
【警戒レベル５】 緊急安全確保	（災害が切迫） １　水門、陸閘等の異常が確認された場合 ２　潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合 ３　水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合 ※危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、市町村が避難情報の対象区域毎に設定する潮位 （災害発生を確認） ４　海岸堤防等が倒壊した場合 ５　異常な越波・越流が発生した場合 ６　水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合	港地区

※　避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

　複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

６　避難情報の解除基準

避難情報の解除については、当該地域の高潮警報（警戒レベル４相当情報[高潮]）が解除された段階を基本として解除するものとする。浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

７　避難情報の伝達文

（１）【警戒レベル３】高齢者等避難の伝達文の例

■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル３！警戒レベル３！）
■こちらは、蘭越町役場です。
■高潮氾濫が発生するおそれがあるため、〇〇地区に対し、警戒レベル３「高齢者等避難」を発令しました。
■浸水のおそれがある区域にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
■ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。（※１）
■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
■特に、海岸沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。（※２）
■今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。（※３）

（２）【警戒レベル４】避難指示の伝達文の例

■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル４！警戒レベル４！）
■こちらは、蘭越町役場です。
■高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、〇〇地区に対し、警戒レベル４「避難指示」を発令しました。
■浸水のおそれがある区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
■ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。（※１）
■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。（※４）
■今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。（※３）

（3）【警戒レベル５】緊急安全確保の伝達文の例

（高潮氾濫が切迫している状況）
■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル５！警戒レベル５！）
■こちらは、蘭越町役場です。
■まもなく高潮氾濫が発生するため、○○地区に対し、警戒レベル５「緊急安全確保」を発令しました。
■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

（高潮氾濫発生を確認した状況）
■緊急放送！緊急放送！（又は、高潮発生！高潮発生！）
■こちらは、蘭越町役場です。
■○○地区で高潮氾濫が発生したため、○○地区に対し、警戒レベル５「緊急安全確保」を発令しました。（注）
■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

※１　この呼びかけを行うにあたっては、①～③の条件を全て満たした場合に居住者等の判断で屋内安全確保を実施可能であることについて、あらかじめ居住者等が理解しておく必要がある。
　①　自宅・施設等が高潮時の越波や浸水により流出するおそれのある区域に存していないこと
　②　自宅・施設等に浸水しない居室があること
　③　自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障（水、食糧、薬等の確保困難、電気、ガス、水道、トイレ等の使用不可）を許容できること

※２　地域の災害リスク等に応じた表現をあらかじめ定めておく。

※３　暴風が予想される場合に伝達する。

※４　緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

（注）災害切迫時に警戒レベル５緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令し、このように発令した旨を伝達文に含めることが考えらえる。

　他方、災害切迫時に既に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（高潮が切迫し発令した後、洪水も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル５「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

（４）緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）

蘭越町：警戒レベル４避難指示
〇〇／〇〇　〇〇：〇〇
地区：〇〇地区
避難場所：〇〇小学校、〇〇集会所
理由：高潮のおそれ
備考：〇〇地区で浸水のおそれのあるお住まいの方は、速やかに避難所や安全な親戚・知人宅へ避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

【津波災害編】

１　避難指示の発令対象とする津波災害

①　大津波警報、津波警報、津波注意報のいずれかが発表された場合

②　最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年法律第１２３号）に基づき道が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等）において強い揺れ（震度４程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れがあった場合

２　避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域

避難指示の対象区域は、津波ハザードマップやその基となる津波災害警戒区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とし、津波災害警戒区域の指定が完了していない市町村においては、津波浸水想定を参考とする。

別添「津波ハザードマップ又は津波避難計画」のとおり

①　大津波警報の発表時

・　最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域（津波災害警戒区域等）

・　ただし、津波の浸水範囲は浸水想定の精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立退き避難を考慮する。

②　津波警報の発表時

・　津波の高さが高いところで３ｍと予想される。海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。

・　ただし、津波の高さは、予想される高さ３ｍより局所的に高くなる場合も想定されることから、避難指示の発令対象区域は広めに設定する。

③　津波注意報の発表時

・　津波の高さが高いところで１ｍと予想される。基本的には海岸沿いの海岸堤防等の海側の区域が対象となる。このため、避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。

・　ただし、津波の高さは、予想される高さ１ｍより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難指示の発令対象区域を設定する。

・　海岸堤防等が無い地域で地盤の低い区域では、立退き避難の対象とする。

※津波の高さ：津波がない場合の潮位（平常潮位）と、津波によって変化した海面との高さの差

３　避難指示の発令対象となる人

避難指示の発令の対象となるのは、「２　避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域」内に居住又は滞在する人とする。

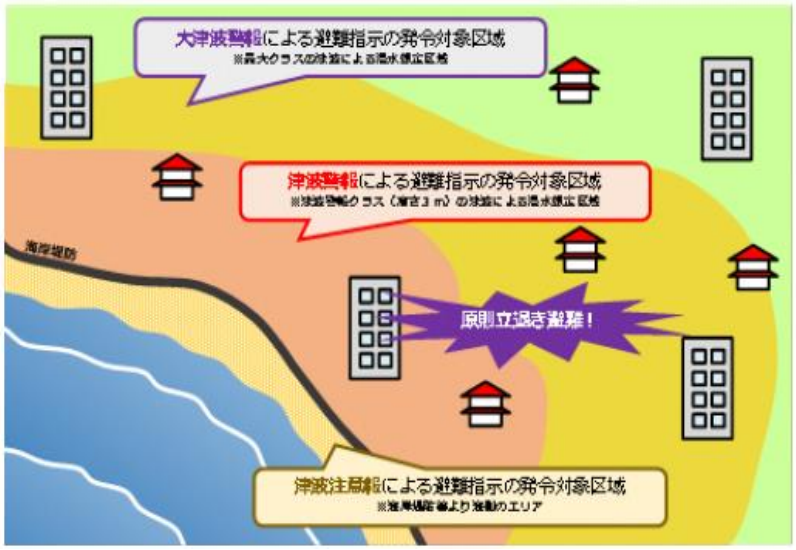

４　避難情報の発令を判断するための情報

地震の発生から、３分程度を目処に津波警報等が発表される。

津波の高さは５つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。

なお、マグニチュード８を超えるような巨大地震の場合、精確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、精確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

区　　分	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m＜予想高さ	10m超	巨大
	５m＜予想高さ≦10m	10m	
	３m＜予想高さ≦５m	５m	
津波警報	１m＜予想高さ≦３m	３m	高い
津波注意報	0.2m≦予想高さ≦１m	１m	（表記しない）

５　避難指示の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区　分	根拠となる法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難指示	災害対策基本法第６０条第１項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	**危険な場所から全員避難** ・危険な場所から全員避難（立退き避難）する。

※　災害の切迫度が段階的に上がる災害ではないことから、津波に係る避難情報には、警戒レベルを付さない

※　震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ（震度４程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や町からの避難指示の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

６　避難指示の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

なお、津波災害は、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的に発令しない。

〈避難指示の発令基準〉

基　準 （次のいずれかに該当した場合に発令する）	避難指示の発令対象区域
１　大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域
２　津波警報が発表された場合	海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ３ｍの津波によって浸水が想定される区域（当該区域の定めがない場合は、最大クラスの津波により浸水が想定される区域）
３　津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域
４　停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも１分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波警報等を適時に受けることができない１～３に該当する区域

※　津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が１．５～２．０ｍであっても、木造家屋の倒壊・流失が約３割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広くなる場合もあることを考慮する。

※　遠地地震の場合については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

７　避難情報の解除基準

当該地域が避難情報発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本として解除する。

ただし、浸水被害が発生した場合には、当該地域が避難情報発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。

８　避難情報の伝達文

（１）避難情報の伝達文の例（大津波警報、津波警報が発表された場合）

■緊急放送！緊急放送！（※１）
■こちらは、蘭越町役場です。
■大津波警報（又は、津波警報）が発表されたため、○○地域に避難指示を発令しました。
■直ちに海岸や河川から離れ、○○等の避難場所など、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。（※２）

（２）避難情報の伝達文の例（停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

■緊急放送！緊急放送！（※１）
■こちらは、蘭越町役場です。
■強い揺れの地震がありました。
■津波が発生する可能性があるため、○○地域に避難指示を発令しました。
■直ちに海岸や河川から離れ、○○等の避難場所など、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。（※２）

（３）避難情報の伝達文の例（津波注意報が発表された場合）

■緊急放送！緊急放送！（※１）
■こちらは、蘭越町役場です。
■津波注意報が発表されたため、○○地域に避難指示を発令しました。
■海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。

※１　「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

※２　できるだけ高いところという表現ではなく、地域の実情に応じて、高台や津波避難タワー等の具体的な指定緊急避難場所など具体的な避難先を呼びかけるよう努める。

（４）緊急速報メールの文例（避難指示（大津波警報）・北海道防災情報システムを使用した場合）

蘭越町：警戒レベル４避難指示
○○／○○　○○：○○
地区：港地区
避難場所：指定緊急避難場所
理由：大津波警報発表
備考：港地区（沿海部）の方は、直ちに高台又は津波避難タワー等へ避難し、身の安全を確保してください。
　　詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。